



平成31年2月8日

須崎市公共下水道施設等運営事業 に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、須崎市公共下水道施設等運営事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

本事業は、須崎市の下水道施設、漁業集落排水処理施設、クリーンセンター等の管理運営事業等について民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かし、一体的な運営を行うことにより、質の高い公共サービスの提供や業務の効率化を図ることを目的としています。

2. 対象事業者について

対象事業者名：株式会社NJSが代表企業を務めるコンソーシアム

※ 対象事業者は、本事業実施のために株式会社NJS（代表企業、本社所在地：東京都港区）、株式会社四国ポンプセンター（本社所在地：高知県高知市）、日立造船中国工事株式会社（本社所在地：広島県尾道市）、株式会社四国銀行（本社所在地：高知県高知市）、株式会社民間資金等活用事業推進機構（本社所在地：東京都千代田区）の出資により設立される特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して出資による特定選定事業等支援を実施する予定です。